

事業の種類	行政処分日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	※事業者点数	営業所点数
一般貨物	令和5年12月21日	ジャパン流通株式会社(法人番号4100001004564)代表者相澤まゆみ	長野県長野市神明25番地	本社営業所	長野県長野市若穂綿内458-7	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業法(以下、「法」)第9条第1項、法第17条第1項及び同条第4項	令和4年11月25日、監査実施。4件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第4号)(2)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)(3)点呼の実施義務違反(安全規則第7条第1項~第3項)(4)運行記録計による記録違反(安全規則第9条)	6	6

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(北陸信越運輸局管内の全ての営業所)に付されている点数の総和を表す。